



厚生労働省
長野労働局発表（31－01）
平成31年4月10日

担当	職業安定部	職業対策課
	課長 下平 和人	
	課長補佐 丸山 実	
	障害者雇用担当官 山口 昌利	
	電話 026(226)0866	内線 2364

平成30年 長野県内の民間企業における 「障害者雇用状況」の集計結果

（平成30年6月1日現在）

民間企業の障害者の実雇用率は2.14%
～雇用障害者数、実雇用率とも上昇した一方、法定雇用率
達成企業の割合は4.4ポイント低下～

長野労働局（局長 なかはら まさひろ 中原 正裕）では、長野県内における平成30年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業（法定雇用率 2.2%）】

- ① 対象企業（45.5人以上規模）数は1,696社で、前年比11.2%（171社）増加。
 - ② 雇用障害者数は6,589.5人で、前年比8.5%（514人）増加し、過去最高を更新。
 - ③ 実雇用率は2.14%となり、前年比0.08ポイント上昇し、過去最高を更新。
 - ④ 法定雇用率達成企業の割合は56.5%（958社）で、前年比4.4ポイント低下。
- （注）民間企業の法定雇用率は、平成30年4月に2.0%から2.2%に引き上げ。

【今後の方針】

雇用障害者数が過去最高を更新したことで実雇用率も過去最高となり、長野県内の障害者雇用は着実に進展している。

しかしながら、平成30年4月からの法定雇用率の引上げに伴い、同雇用率の対象となる企業数が増加する中で、法定雇用率未達成企業割合は前年比4.4ポイント増の43.5%となったところ。

このため、長野労働局及びハローワークでは、引き続き法定雇用率達成指導を継続して実施するなど、障害者の雇用促進に向けた取組をさらに推進することとしている。

障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

平成 30 年 6 月 1 日現在

1 民間企業

○ 概況 (第 1 表)

2.2%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（45.5 人以上規模）1,696 社（前年 1,525 社）において雇用されている障害者の数（雇用障害者数：カウント数）は 6,589.5 人で、前年より 8.5%（514 人）増加し、過去最高となった。

実雇用率は、過去最高の 2.14%（全国 26 位。前年は 2.06%で全国 23 位）で全国平均（2.05%）を上回ってはいるものの、法定雇用率を下回ることとなった。

法定雇用率達成企業の割合は 56.5%（958 社）で、前年を 4.4 ポイント下回った。

達成企業割合 56.5%は全国 15 位（前年は 60.9%で全国 12 位）。（P7 参照）。

○ 企業規模別状況 (第 2 表)

雇用障害者数は、45.5～300 人未満規模企業で 3,282.0 人となり、雇用障害者数全体の 49.8%を占めている。

また、45.5～100 人未満規模企業（前年は 50～100 人未満）、100～300 人未満規模企業、300～500 人未満規模企業、500～1,000 人未満規模企業、1,000 人以上規模企業、全ての規模企業で前年より増加している。

実雇用率についても、全ての規模の区分で増加となっている。

雇用率達成企業の割合は、全ての規模企業において前年より低下したが、いずれも全国平均を上回っている。

これを規模別にみると、1,000 人以上規模企業（25 社）で実雇用率は 2.32%と高水準を維持しているが、雇用率達成企業割合は 60.0%と前年に比べ 21.5 ポイント低下している。

○ 産業別状況 (第 3 表)

雇用障害者数は、製造業が最も多く全体の 42.2%（同前年 42.7%）を占め、次いで医療・福祉 20.0%、卸売・小売業 12.0%、サービス業 4.7%、宿泊業・飲食サービス業が 4.1%の順となっている。

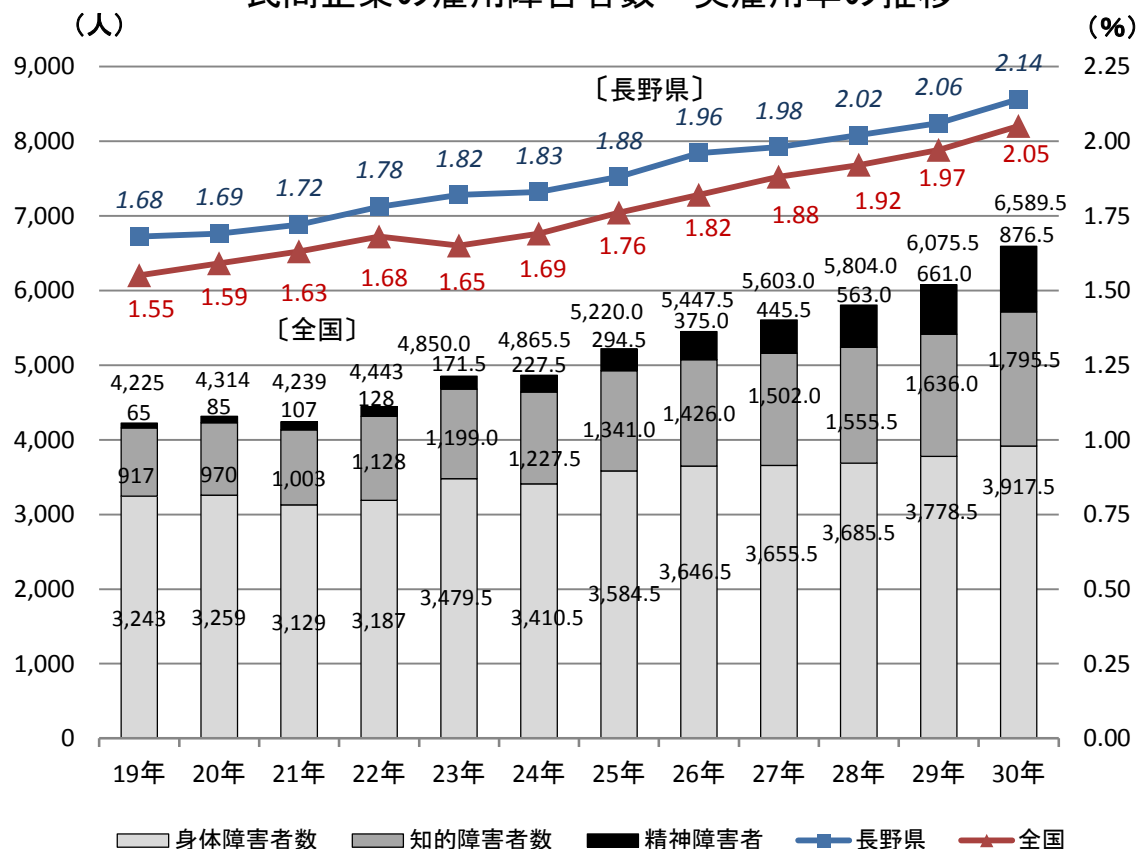
実雇用率では、生活関連サービス・娯楽業が 3.21%で最も高く、次いで医療・福祉 2.86%、運輸業・郵便業 2.24%の順となっている。製造業においては

2. 10%で法定雇用率を下回った。

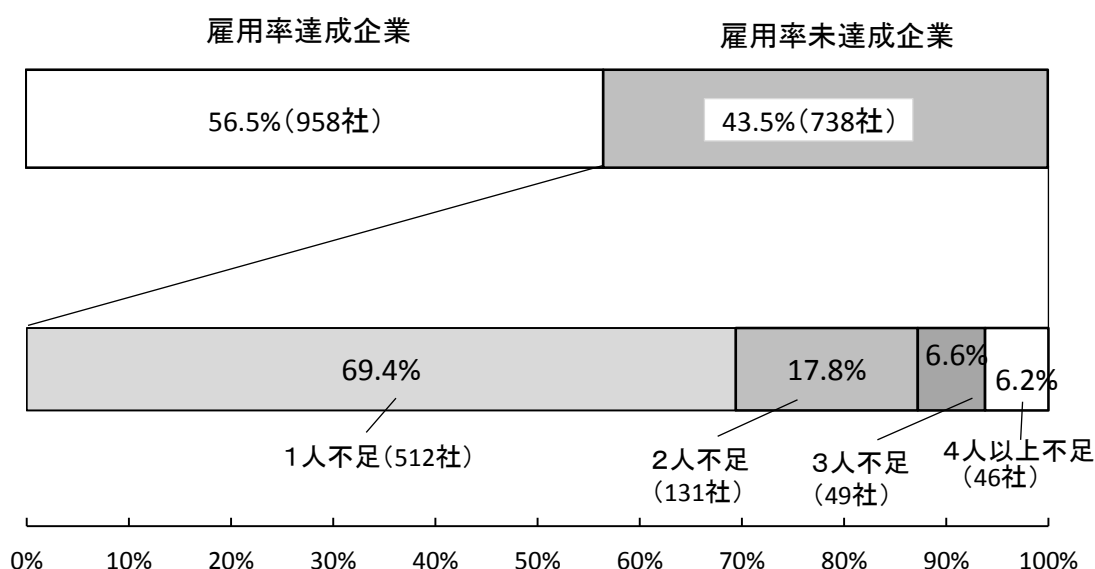
また、法定雇用率達成企業の割合では、運輸業・郵便業 68.7%、医療・福祉 69.8%、その他 85.7%と 6 割を超えている。なお、最も低かった産業は金融・保険業 21.1%となっている。

グラフで見る障害者の雇用状況

民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



法定雇用率達成企業・未達成企業の割合



第1表 民間企業の雇用状況

平成30年6月1日現在
()内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,696	307,833.0	6,589.5 [5,426]	2.14	2.05	56.5 [958]	45.9
	(1,525)	(295,392.0)	(6,075.5) [4,995]	(2.06)	(1.97)	(60.9) [929]	(50.0)
前年比	11.2%	4.2%	8.5%	0.08	0.08	-4.4	-4.1

※[]内は実人員

第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

平成30年6月1日現在
()内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対す る割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
45.5～100 人未満	905	60,030.0	1,204.5	18.3%	2.01	1.68	57.6	44.1	389.5
	(743)	(52,460.5)	(940.5)	(15.5%)	(1.79)	(1.60)	(58.7)	(46.5)	(296.5)
前年比	21.8%	14.4%	28.1%	2.8	0.22	0.08	-1.1	-2.4	31.4%
100～300 人未満	586	93,523.0	2,077.5	31.5%	2.22	1.91	58.2	50.1	395.5
	(584)	(92,882.0)	(1,982.5)	(32.6%)	(2.13)	(1.81)	(64.7)	(54.1)	(308.5)
前年比	0.3%	0.7%	4.8%	-1.1	0.09	0.10	-6.5	-4.0	28.2%
300～500 人未満	106	39,017.5	750.5	11.4%	1.92	1.90	44.3	40.1	153.5
	(98)	(36,476.5)	(684.0)	(11.3%)	(1.88)	(1.82)	(50.0)	(45.8)	(115.5)
前年比	8.2%	7.0%	9.7%	0.1	0.04	0.08	-5.7	-5.7	32.9%
500～1,000 人未満	74	49,415.0	1,028.5	15.6%	2.08	2.05	45.9	40.1	116.0
	(73)	(47,034.5)	(961.0)	(15.8%)	(2.04)	(1.97)	(60.3)	(48.6)	(66.0)
前年比	1.4%	5.1%	7.0%	-0.2	0.04	0.08	-14.4	-8.5	75.8%
1,000人以上	25	65,847.5	1,528.5	23.2%	2.32	2.25	60.0	47.8	41.5
	(27)	(66,538.5)	(1,507.5)	(24.8%)	(2.27)	(2.16)	(81.5)	(62.0)	(15.0)
前年比	-7.4%	-1.0%	1.4%	-1.6	0.05	0.09	-21.5	-14.2	176.7%
計	1,696	307,833.0	6,589.5	100.0%	2.14	2.05	56.5	45.9	1096.0
	(1,525)	(295,392.0)	(6,075.5)	(100.0%)	(2.06)	(1.97)	(60.9)	(50.0)	(801.5)
前年比	11.2%	4.2%	8.5%		0.08	0.08	-4.4	-4.1	36.7%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

平成30年6月1日現在
()内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	9	818.0	12.5	0.2%	1.4	1.53	2.4	55.6	59.1	6.0
	(7)	(748.0)	(13.0)	(0.2%)	(1.9)	(1.74)	(2.04)	(71.4)	(60.1)	(2.0)
	前 年 比	28.6%	9.4%	-3.8%	0.0	-0.21	0.36	-15.8	-1	4
建 設 業	69	7,641.0	123.0	1.9%	1.8	1.61	1.82	50.7	45.5	42.0
	(64)	(7,901.0)	(135.0)	(2.2%)	(2.1)	(1.71)	(1.76)	(57.8)	(49.5)	(31.5)
	前 年 比	7.8%	-3.3%	-8.9%	-0.4	-0.10	0.06	-7.1	-4.0	10.5
製 造 業	665	132,189.0	2,778.5	42.2%	4.2	2.10	2.06	57.9	52.1	402.5
	(594)	(126,442.0)	(2,593.5)	(42.7%)	(4.4)	(2.05)	(2.02)	(64.0)	(57.4)	(279.5)
	前 年 比	12.0%	4.5%	7.1%	-0.5	0.05	0.04	-6.1	-5.3	123.0
情 報 通 信 業	45	7,015.0	108.5	1.6%	2.4	1.55	1.7	37.8	25.4	39.5
	(39)	(6,196.0)	(94.0)	(1.5%)	(2.4)	(1.52)	(1.66)	(43.6)	(28.8)	(31.0)
	前 年 比	15.4%	13.2%	15.4%	0.1	0.03	0.04	-5.8	-3.4	8.5
運 輸 業・ 郵 便 業	83	10,093.0	226.5	3.4%	2.7	2.24	2.12	68.7	51.9	36.0
	(81)	(10,247.0)	(221.0)	(3.6%)	(2.7)	(2.16)	(2.04)	(67.9)	(55.8)	(32.0)
	前 年 比	2.5%	-1.5%	2.5%	-0.2	0.08	0.08	0.8	-3.9	4.0
卸売・小売業	228	43,022.5	789.0	12.0%	3.5	1.83	1.84	45.6	36.2	203.0
	(194)	(39,451.0)	(715.0)	(11.8%)	(3.7)	(1.81)	(1.78)	(50.0)	(39.6)	(140.5)
	前 年 比	17.5%	9.1%	10.3%	0.2	0.02	0.06	-4.4	-3.4	62.5
金 融・保 険 業	19	10,226.0	181.0	2.7%	9.5	1.77	2.03	21.1	35.4	36.5
	(18)	(9,919.5)	(177.0)	(2.9%)	(9.8)	(1.78)	(1.97)	(33.3)	(42.8)	(20.0)
	前 年 比	5.6%	3.1%	2.3%	-0.2	-0.01	0.06	-12.2	-7.4	16.5
不 動 産 業・ 物 品 賃 貸 業	22	2,469.5	28.5	0.4%	1.3	1.15	1.67	27.3	31.5	21.5
	(20)	(2,303.5)	(30.0)	(0.5%)	(1.5)	(1.30)	(1.64)	(45.0)	(35.9)	(17.5)
	前 年 比	10.0%	7.2%	-5.0%	-0.1	-0.15	0.03	-17.7	-4.4	4.0
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	20	2,361.0	28.0	0.4%	1.4	1.19	1.78	45.0	31.4	18.0
	(15)	(1,924.5)	(13.5)	(0.2%)	(0.9)	(0.70)	(1.74)	(13.3)	(35.2)	(18.5)
	前 年 比	33.3%	22.7%	107.4%	0.2	0.49	0.04	31.7	-3.8	-0.5
宿 泊 業・飲 食 サ ー ビ ス 業	49	12,518.0	268.5	4.1%	5.5	2.14	1.94	59.2	43.2	31.5
	(42)	(11,586.0)	(225.5)	(3.7%)	(5.4)	(1.95)	(1.88)	(59.5)	(46.2)	(30.0)
	前 年 比	16.7%	8.0%	19.1%	0.4	0.19	0.06	-0.3	-3.0	1.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス・娛 楽 業	47	5,398.5	173.5	2.6%	3.7	3.21	2.23	59.6	40.8	24.5
	(40)	(5,167.5)	(171.0)	(2.8%)	(4.3)	(3.31)	(2.15)	(62.5)	(43.0)	(20.0)
	前 年 比	17.5%	4.5%	1.5%	-0.2	-0.10	0.08	-2.9	-2.2	4.5
教 育・学 習 支 援 業	26	2,897.0	43.0	0.7%	1.7	1.48	1.63	42.3	35.2	20.0
	(21)	(3,275.5)	(48.5)	(0.8%)	(2.3)	(1.48)	(1.59)	(38.1)	(40.3)	(15.0)
	前 年 比	23.8%	-11.6%	-11.3%	-0.1	0.00	0.04	4.2	-5.1	5.0
医 療・福 祉	268	46,054.0	1,316.5	20.0%	4.9	2.86	2.57	69.8	59.5	107.0
	(242)	(43,384.0)	(1,131.0)	(18.6%)	(4.7)	(2.61)	(2.50)	(74.0)	(63.0)	(78.0)
	前 年 比	10.7%	6.2%	16.4%	1.4	0.25	0.07	-4.2	-3.5	29.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	21	10,480.5	189.5	2.9%	9.0	1.81	1.91	33.3	40.1	37.0
	(21)	(10,815.5)	(192.5)	(3.2%)	(9.2)	(1.78)	(1.88)	(42.9)	(46.4)	(22.0)
	前 年 比	0.0%	-3.1%	-1.6%	-0.3	0.03	0.03	-9.6	-6.3	15.0
サ ー ビ ス 業	118	14,082.5	311.0	4.7%	2.6	2.21	2.01	57.6	43.7	70.0
	(119)	(15,339.5)	(306.0)	(5.0%)	(2.6)	(1.99)	(1.95)	(58.8)	(47.1)	(61.0)
	前 年 比	-0.8%	-8.2%	1.6%	-0.3	0.22	0.06	-1.2	-3.4	9.0
そ の 他	7	567.5	12.0	0.2%	1.7	2.11	2.17	85.7	48.6	1.0
	(8)	(691.5)	(9.0)	(0.1%)	(1.1)	(1.30)	(2.10)	(62.5)	(54.9)	(3.0)
	前 年 比	-12.5%	-17.9%	33.3%	0.0	0.81	0.07	23.2	-6.3	-2.0
計	1,696	307,833.0	6,589.5	100.0%	3.9	2.14	2.05	56.5	45.9	1,096.0
	(1,525)	(295,392.0)	(6,075.5)	(100.0%)	(4.0)	(2.06)	(1.97)	(60.9)	(50.0)	(801.5)
前 年 比	11.2%	4.2%	8.5%		-0.1	0.08	0.08	-4.4	-4.1	-5.3% (-45.0)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。

※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

都道府県別の実雇用率等の状況（平成30年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	（対前年増減）	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の数		
	全国	2.05	0.08	全国	45.9	△4.1	46,217	／	100,586
1	沖縄	2.73	0.30	佐賀	66.3	△6.3	400	／	603
2	奈良	2.67	0.05	島根	65.9	△2.2	385	／	584
3	山口	2.58	0.02	宮崎	63.6	△2.9	523	／	822
4	佐賀	2.55	0.01	徳島	60.3	△5.7	308	／	511
5	岡山	2.52	0.00	高知	59.7	△1.2	322	／	539
6	大分	2.46	0.02	大分	59.4	△2.0	502	／	845
7	福井	2.40	0.00	鹿児島	59.1	△2.6	757	／	1,281
8	島根	2.40	0.15	和歌山	58.7	△3.4	361	／	615
9	宮崎	2.40	0.10	三重	58.1	△3.2	698	／	1,201
10	長崎	2.37	0.11	秋田	58.0	△3.0	448	／	773
11	和歌山	2.36	0.11	沖縄	57.7	△3.9	568	／	985
12	鹿児島	2.34	0.12	奈良	57.4	△5.8	370	／	645
13	高知	2.30	0.11	福井	56.6	△2.0	417	／	737
14	熊本	2.25	0.01	長崎	56.6	△3.5	580	／	1,024
15	滋賀	2.23	0.10	長野	56.5	△4.4	958	／	1,696
16	青森	2.23	0.17	鳥取	56.5	△3.2	266	／	471
17	鳥取	2.22	0.06	山口	55.9	△3.4	533	／	954
18	岩手	2.22	0.06	石川	55.8	△0.9	609	／	1,091
19	徳島	2.20	0.03	新潟	55.4	△4.6	1,087	／	1,963
20	三重	2.20	0.12	熊本	55.0	△3.9	711	／	1,292
21	北海道	2.20	0.07	岩手	55.0	△2.5	561	／	1,020
22	石川	2.18	0.20	富山	54.9	△3.6	593	／	1,080
23	愛媛	2.16	0.19	栃木	54.9	△5.2	679	／	1,237
24	広島	2.16	0.11	滋賀	54.8	△5.9	487	／	888
25	埼玉	2.15	0.14	岐阜	54.8	△3.6	868	／	1,584
26	長野	2.14	0.08	山梨	53.5	△4.2	333	／	623
27	岐阜	2.14	0.12	群馬	53.4	△4.1	824	／	1,544
28	京都	2.13	0.06	香川	53.4	△4.3	461	／	864
29	兵庫	2.11	0.08	福島	53.1	△2.6	757	／	1,425
30	秋田	2.07	0.09	青森	52.9	△4.2	530	／	1,001
31	福岡	2.07	0.10	愛媛	52.2	△2.0	537	／	1,028
32	茨城	2.07	0.10	岡山	51.5	△4.2	735	／	1,426
33	群馬	2.06	0.10	山形	50.8	△7.2	485	／	954
34	新潟	2.06	0.10	茨城	49.7	△6.2	799	／	1,607
35	山形	2.06	0.03	京都	49.5	△3.6	929	／	1,877
36	静岡	2.05	0.08	千葉	49.4	△5.1	1,252	／	2,535
37	宮城	2.05	0.11	宮城	49.2	△4.0	750	／	1,525
38	福島	2.04	0.09	福岡	49.1	△3.0	1,888	／	3,842
39	富山	2.04	0.07	静岡	49.1	△3.8	1,460	／	2,972
40	千葉	2.02	0.11	北海道	48.3	△5.8	1,795	／	3,713
41	神奈川	2.01	0.09	兵庫	48.2	△4.5	1,667	／	3,458
42	大阪	2.01	0.09	広島	47.1	△3.1	1,073	／	2,279
43	栃木	2.00	0.02	埼玉	46.1	△3.3	1,549	／	3,362
44	山梨	1.99	0.04	神奈川	43.9	△3.9	2,095	／	4,767
45	愛知	1.97	0.08	愛知	43.9	△4.7	2,788	／	6,348
46	香川	1.95	△0.01	大阪	41.0	△4.5	3,342	／	8,152
47	東京	1.94	0.06	東京	29.6	△4.5	6,177	／	20,843

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考		
	長野	全国	長野	全国					
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	・身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (～昭和62年まで)	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正		
55	1.53	1.13	62.6	51.6					
56	1.55	1.18	63.6	53.4					
57	1.59	1.22	63.5	53.8					
58	1.56	1.23	63.0	53.5					
59	1.57	1.25	64.7	53.6					
60	1.57	1.26	66.1	53.5					
61	1.51	1.26	65.8	53.8					
62	1.48	1.25	62.3	53.0					
63	1.59	1.31	60.2	51.5	1.6%	・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (昭和63年～平成4年まで)	昭和62年「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称		
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6					
2	1.64	1.32	60.5	52.2					
3	1.65	1.32	61.6	51.8					
4	1.67	1.36	60.2	51.9					
5	1.72	1.41	60.8	51.4		・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 (平成5年～平成17年まで)			
6	1.73	1.44	61.3	50.4					
7	1.72	1.45	60.1	50.6					
8	1.74	1.47	60.0	50.5					
9	1.75	1.47	61.4	50.2					
10	1.75	1.48	60.8	50.1					
11	1.70	1.49	54.8	44.7				1.8%	除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月～)
12	1.73	1.49	55.1	44.3					
13	1.74	1.49	55.5	43.7					
14	1.69	1.47	54.0	42.5					
15	1.67	1.48	51.8	42.5					
16	1.61	1.46	50.6	41.7					
17	1.62	1.49	51.6	42.1					
18	1.67	1.52	53.0	43.4					
19	1.68	1.55	53.3	43.8					
20	1.69	1.59	56.7	44.9	・身体障害者(重度はダブルカウント) ・知的障害者(重度はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) (平成18年～平成22年まで)				
21	1.72	1.63	54.9	45.5					
22	1.78	1.68	56.9	47.0					
23	1.82	1.65	57.0	45.3		2.0%	・除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月～) ・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月～)		
24	1.83	1.69	60.9	46.8					
25	1.88	1.76	53.5	42.7					
26	1.96	1.82	57.2	44.7					
27	1.98	1.88	59.5	47.2					
28	2.02	1.92	60.2	48.8					
29	2.06	1.97	60.9	50.0					
30	2.14	2.05	56.5	45.9	2.2%			※平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。 ①平成27年6月2日以降に採用された者であること。 ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25% → 15%	
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40% → 30%	
・林業(狩猟業を除く。)	45% → 35%	
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業 ・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	